

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成23年8月22日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

総務課長

佐藤徳憲君

震災復興推進課長

及川明君

震災復興推進課
課長補佐

野口実基君

震災復興推進課
技術参事

畑文隆君

震災復興推進課
復興推進係長

菅原義明君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午前10時50分 開会

○委員長（西條栄福君） おそろいのございますので、本会議に続きましてただいまより東日本大震災に係る特別委員会を開会したいと思います。本日もよろしくお願いたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の会議は、町民会議、地域懇談会による町民のご意見やご提言、アンケート調査結果などが新しいまちづくりである震災復興計画の中にどのように反映されていくかを確認するため開会するものであります。議会といたしましても、戦略的な地域経営に配慮しながら安全安心なまちづくりを進めていくため、積極的なご発言と同時に慎重審議いただきますようお願い申し上げます。

本日の特別委員会の進め方は、町長よりあいさつをいただいた後、町民会議及び策定会議等について担当課よりご説明をいただき、その後に質疑を受けたいと思います。

なお、本日予定した調査事項が終了することが困難であると判断した場合は、議事の進行状況を見ながら会議を延会し、改めて特別委員会を開催し継続して調査することといたします。

このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めていきたいと思しますので、委員皆様方のご協力をお願いいたします。

ここで町長よりごあいさつをお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あの大震災からはや5カ月が経過をいたしました。おかげさまで応急仮設住宅につきましては必要戸数の整備が今月中に完了いたしました。今後においてはがれきの処理や産業基盤の復旧、そして本町の復興に本腰を入れて取りかかる段階になってきたものと認識をいたしております。

本日の特別委員会におきましては、第3回震災復興計画策定会議の状況について担当課からご説明申し上げさせていただきますので、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西條栄福君） 早速会議に入りたいと思います。

初めに、町民会議及び策定会議等についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） それでは、第3回の策定会議の状況からご説明をさせていただきます。資料の方は第3回の策定会議の資料の方をご用意いただきたいと思います。

今回の第3回の策定会議の議題につきましては、策定会議の次第にありますとおり、引き続き土地利用計画（案）にあわせまして、復興の目標ともなっております「自然と共生するまちづくり」について、そのほかに災害遺構（災害の伝承）についての考え方、それと計画書全体の構成等について今回は策定会議におきましてご意見をいただいたところでございます。

また、参考としまして資料ということで添付してございますが、避難行動調査や町民会議、地域懇談会の開催状況や復興まちづくりに関する意向調査の概要の集計結果についてあわせてご報告をさせていただきました。

なお、会議の資料の説明をこれから行うわけでございますが、順次各担当の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西條栄福君） どうぞ。

○震災復興推進課技術参事（畑 文隆君） 震災復興推進課技術参事、畑と申します。

お手元の資料1、南三陸町土地利用計画のところをごらんいただけますでしょうか。右上に資料1と書いてあります。

この土地利用計画につきましては、先ほど申し上げた7月25日から31日まで延べ23カ所で実施した地域懇談会、もしくは7月1日全世帯対象で実施したアンケート、いわゆる復興まちづくりに関する意向調査において皆さんの意見をお伺いしてまいりました。その中で高台移転の基本的な考え方についてお聞きしたところ、結果として住宅地の高台移転ということが町民の皆さんの強いご意向としてありまして、それが土地利用計画の中心になるということが確認できたというふうに認識しております。

資料1の中で、まずページを開いていただきまして、A3の見開きになっています4ページをごらんください。左上に志津川地区土地利用計画イメージ図と書いてございます。

こちらにつきましては、この図面の中央部、あと東西にある黄色く塗ってありますところがいわゆる住宅地なんですけれども、この住宅地の面積につきましては、先ほど申し上げた住民

の意向調査、アンケートの中の回答、戸建て住宅の戸数とか集合住宅へのご希望とか、そのあたりを3ページの方でまとめさせていただいているんですが、意向調査の内容をもとにトータル36ヘクタールの住宅地が必要であるという整理をしております。その36ヘクタールを、このベイサイドのある東側に22.2ヘクタール、小学校付近の中央に7.6ヘクタール、高校付近の西部に6.2ヘクタールというふうに配置をいたしました。そういう素案になっています。その中で、一番懸案の高さなんですけれども、ベイサイドのところ、この図面の上の方にFH=55mというふうにFHというふうに書いてあるところが高さの表示でして、東の方から55メートル、もしくは南側の方でも50メートルですね。あと中央部、小学校の北側のところで36メートル、西側、志津川高校のところで40メートルということで、今回来たような最大クラスの津波についても十分命を守れる高さで整理をしております。

この図面につきまして補足説明がございます。実は、第1回の策定会議もしくは先般の町の広報に出した土地利用計画のイメージ、志津川地区についてですけれども、若干変更がございますのでその点について簡単にご紹介します。

その中では、まず1点目、JRの志津川駅の位置の変更です。以前は小学校の北側のトンネルを開削、めくりまして、その中で駅を設置して国道45号と並べるという案だったんですけれども、今回JRと改めて協議を行った結果、勾配の関係から技術的な困難があるということなので、またベイサイドアリーナから駅への連絡通路ということも考えて、志津川小学校の南側にJR線自体も移設して、あわせて幹線道路、45号線を併設させるという案にしております。ただ、これにつきましても今後JRの方と技術的な検討を重ねてまいります。

2点目は商工団地の南側ですね。今現存の商工団地の南側でベイサイドアリーナ地区の開発の北側にブルーの色を塗っておりますが、新たに産業ゾーンを拡充してはどうか。いわゆる商工団地の拡充のイメージです。

3点目が、復興道路の東側、新志津川駅と書いてあるところの東側に国道45号線の現道が南北に走ってしまっていて、そこに紫色が塗ってあります。これにつきましては施設誘致ゾーンということで、産業系、農業系の新たな土地利用というのが検討できないかなといったことで考えています。

それに加えて、前から緑で塗っていたエリア、八幡川の西側ですね。いわゆる役場とか防災庁舎、病院があったエリアですけれども、これにつきましては以前緑で塗っているだけだったんです。公園としか書いていなかったんですが、今回、南三陸町震災復興祈念公園というふうにタイトルを打ちまして、しっかりと公園整備を図ってまいりたいということを明示して

おります。

あと、その公園の西側ですね。志津川高校側とかブルーの点々で囲んだ浸水エリアの中を大きく薄緑で塗っています。凡例をごらんいただきますと農地ゾーンとなっていますけれども、これは非住宅系、いわゆる住宅としては浸水区域にお住まいいただくのはいかがなものかといったことで、農地が多いところは農地ゾーンというふうにはしてあるんですが、農地以外の土地利用というのもできるかと思えます。というのは住宅を除いてということです。

1枚めくっていただきまして5ページをお願いします。5ページは、この土地利用計画を実現させるための想定される事業を列記しております。5ページの一番右側の端ですね、各地区ごとに想定される事業として防災集団移転促進事業であるとか被災市街地復興土地区画整理事業と書いてあるんですが、これはそれぞれこの制度の内容が拡充される、もしくは拡充要望を宮城県、あと当町の方から引き続き国の方に行っているところです。その内容がどう変わるかというところを見きわめた上で条件を整理しまして、事業費、財政面、あと住宅供給の可能時期ということにできるだけ早期な整備が反映できるように検討してまいりたいと思っています。

あと2ページめくってください。7ページから志津川地区の土地利用計画イメージ図（震災発生～3年）ということで、7と8と9、この3枚が、例えば志津川地区でどのように事業が進捗していくかという3枚の紙芝居になっています。この内容を順次いきますと、震災から3年のところですね。それは、まずベイサイドアリーナとあと志津川高校のあたりの住宅地の造成を先行して図っていきたいということで、3年までのところではベイサイドと志津川高校のところ黄色が塗り込んであります。

もう1枚めくっていただいて8ページでは、順次事業が進んでいきまして、今度志津川の中心部ですね。小学校の北側であるとか新志津川駅の南側、いわゆる海岸部、復興道路からその周辺、そのあたりの工事に着手していくということで、5年以内にこの塗り込んでいるところが全部できるということではなくて、5年以内にそれぞれの整備に着手できるというイメージです。この時点でこの図面の北側のいわゆる三陸縦貫自動車道はまだ点々という表現にしてあります。

もう1枚めくっていただいて9ページは5年から10年のところの進捗を示していきまして、先ほどの大きな違いは、5年から10年の間に北側の方の紫の線、いわゆる三陸縦貫自動車道がもう供用をしているであろうといった形になっています。並行して志津川のまちについての工事がどんどん進捗していった形でお示しをしています。これが9ページま

です。

引き続き11ページをお願いします。11ページはA4のペーパーになります。これは伊里前地区の土地利用計画（案）です。今回はこの図面で契約会の所有地を対象に計画イメージを書いています。

もう1枚めくって12ページには、その造成の鳥瞰図、斜めから見た部分ですね。浸水区域と移転候補地、あと中学校、小学校の位置等を明示しております。ここにつきましては、この下にスケジュール表を掲載しております、スケジュール感としては、今年度中に合意が調えば設計をあわせて行って、来年度に宅地造成工事に着手して、早ければ2013年度にも住宅着工ができるという工程案になっております。

引き続き13ページ。これは寄木・蕨の浜のところを代表的に挙げているんですけども、あくまでこの形で決まったわけではありません。ですから、二つの集落を合併するときのイメージというふうにとらえていただければと思います。規模は75戸、必要面積が2.5ヘクタールというぐらいの規模をお示ししています。

それに対して14ページ。これは、単独の集落、必要最小単位ですね、今の制度の必要最小戸数というか、制度上の一番最低戸数は10戸なんですけれども、10戸の集落を単独で移転させるとこのような規模になるといったことで、10戸で0.4ヘクタールというふうに住宅地面積を書いてございます。

これらはあくまで集落の背後地である高台に居住地を形成するイメージというのをお示したものでございまして、具体的な移転計画につきましては、今後、防災集団移転促進事業の制度改正を見きわめながら地域の方のご意向を反映して進めてまいりたいと思っております。

以上で土地利用計画の説明を終わります。ありがとうございました。

○委員長（西條栄福君） 菅原係長。

○震災復興推進課復興推進係長（菅原義明君） 震災復興推進課の係長の菅原でございます。よろしく願いいたします。

私の方からは、お手元でございます資料の表紙をごらんいただきたいと思いますが、第3回策定会議資料の表紙の会議の議題でございます②「自然と共生するまちづくり」について、③災害遺構（災害の伝承）の考え方について、④計画書目次立て（構成）の確定についてということでご説明を申し上げたいと思います。

それでは、最初に「自然と共生するまちづくり」についてでございますが、資料につきましては資料の4をお開きいただければと思います。

それでは、資料4、1ページ目上段に掲げております点線囲みの部分でございますけれども、こちらにつきまして施策の大綱として定めますところの本計画に流れます自然との関係について記述した部分でございます。したがって、復興事業計画におきまして掲げますさまざまな施策はここに帰結するというふうなことになるかと思っております。

次に、2ページ目にお進みいただきたいと思っております。まずは自然環境の保全といたしまして、河川・海域、森林環境の保全を推進するとともに、自然環境活用センターの復旧や公園整備への取り組みを掲げております。ここでは、きれいな環境を取り戻し、防災を兼ねた森林の整備を進めること及び緑地保全と避難所機能をあわせ持った公園の整備等が主たる施策となっております。

次に、5ページにお進みいただきたいと思っております。ここではエコタウンへの挑戦といたしまして、自然環境と調和した住環境整備、再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の減量とリサイクルの推進への取り組みを掲げております。ここでは太陽光や木質バイオマスを用いたエネルギー活用や循環型社会への取り組みが主たる施策となっております。

次に、7ページにお進みいただきたいと思っております。生活衛生環境の保全といたしまして、安全で安定した水供給システムの創造、下水処理施設等の復旧、産業廃棄物等の適正処理の推進への取り組みを掲げてございます。ここでは、ライフライン、特に上水道につきまして可能な限り内陸部からの供給とすることや、供給路のループ化等を図ることによりまして供給の複層化への取り組みをするということが主な施策となっております。

次に、9ページにお進みいただきたいと思っております。ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」といたしまして、伝統文化の継承、地域資源を活かした教育の充実、教育関連施設等の復旧整備、地域コミュニティの再生への取り組み等を掲げております。ここでは、暮らしや文化、災害の教訓を伝えていくこと、次代の南三陸町を担う子供たちの人づくりへの取り組みが主たる施策となっております。

以上のような取り組みによりまして、冒頭申し上げました目標を実現していこうというふうなことでございます。

続きまして、災害遺構、伝承の考え方ということにつきましてご説明を申し上げたいと思っております。資料につきましては、資料7をごらんいただきたいと思っております。

では、資料7、3ページをお開きいただきたいと存じます。ここでは、伝承の目的・対象・内容について表形式でまとめてございまして、このような形が考えられるのではないかとこのことを先例をもとにまとめてございます。目的別に見てまいりますと、慰霊・鎮魂を目的

としたいいわゆるメモリアルの場合は、被災者に向けたものとしたしまして、場所については被害の大きかった場所や建物などとしたしまして、収集資料や表現方法については、被災した場所やもの、被災者の記録などという形に整理できるのではないかというふうなことでございます。この形式の例といたしましては、資料4ページにございます奥尻島津波館及び資料5ページの神戸市東遊園地内施設等がございます。

資料3ページに戻っていただきまして、次に、中ほどに2)と表現してございますが、語り合い発信するといったしまして、復興の拠点あるいは地域振興、文化の伝承等を目的とした場合は、被災地内外の人々に向けたものとしたしまして、場所については公民館や道の駅あるいは資料館などとし、収集資料や表現方法については、復興過程の取り組みそのものの記録や被災施設について保存・公開をしていくという形に整理できるのではないかというところでございます。この形式の例といたしましては、資料6ページにございます南島原市雲仙普賢岳噴火家屋保存館等がございます。

それでは再度3ページに戻っていただきまして、一番最後の下の段でございます。3)というふうでございます。語り継ぐといったしまして防災教育や地域防災力の向上を目的とした場合ですけれども、この場合は災害を経験していない人に向けたものとしたしまして、場所につきましては防災教育の拠点などとして、資料収集や表現方法につきましては、災害・復興の資料を展示することや語り部、防災人材の育成あるいは津波到達点の表示という形に整理できるきではないかというところでございます。この形式の例といたしましては、資料7ページ、8ページの人と防災未来センター、あるいは資料9ページのあわじ市北淡震災記念公園等がございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。ここに書いてございますとおり、津波被害の資料収集や展示につきましては世界的に見ても非常に少ないということが言われてございます。理由といたしましては、津波により災害遺構が海中に引きずられてしまうということや、津波災害時に発生する火災によりまして災害遺構が焼失するといったこともあるようでございます。そういった点からご検討いただければということで、過日策定会議にお諮りしたということでございます。

続きまして、資料8になりますけれども、計画書目次立て（構成）につきましてご説明いたします。

資料8、これは計画書全体ですけれども、策定会議におきまして3回にわたりましてさまざまな多方面からご検討いただいております。そして、その都度委員さんのご意見等を入れ

た形で整理をしてみましたが、3回目ということで全体の大枠を示したものでございます。

まず、資料8、順に従ってご説明いたしますと、あいさつ文に続きまして第1編総論といたしまして、震災復興計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、そして震災の総括を記載いたしたいということでございます。なお、全体を通しまして記載の内容につきましては、ここは項目立てだけになりますので、中身につきましては議論いただいておりますものをベースとして文章を構成していくというふうなことでございます。

次に第2編ですけれども、復興の基本的な考え方といたしまして、復興の基本理念、人口・経済等の見通し、土地利用のあり方、施策の大綱について記載をいたします。

次に第3編復興計画といたしまして、復興の全体像と道すじ、復興計画の体系、復興に向けて緊急対応すべき重点事項、復興のシンボルプロジェクト、復興事業計画、復興計画の推進体制、行財政運営の方針について記載をしたいというふうなことでございます。なお、復興のシンボルプロジェクトにつきましては、震災復興町民会議等におきまして現在検討をいただいているというふうなことでございます。

最後は資料編ということで、さまざまな資料を掲載するということを考えております。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 野口課長補佐。

○震災復興推進課課長補佐（野口実基君） 震災復興推進課の課長補佐の野口といたします。よろしく申し上げます。

私の方からは、資料の5-1、5-2、5-3の震災復興町民会議・地域懇談会の開催状況と、資料6、復興まちづくりに関する意向調査集計概要につきましてご説明させていただきます。

まず資料の5-1をごらんください。よろしいでしょうか、1枚ものの紙になります。

○委員長（西條栄福君） ちょっとお待ちください。町長行政報告の会議資料の1枚目なんですけれども。この前の。第8回臨時会のときのです。

確認できたでしょうか。説明がもう少しでございますので、一通り説明をいただきますのでご協力をお願いいたします。課長補佐、どうぞ。

○震災復興推進課課長補佐（野口実基君） それでは、震災復興町民会議と地域懇談会の開催状況につきましてご説明いたします。

震災復興町民会議は、復興計画にできる限り町民の復興への思いを反映させるために、復興

まちづくりについて町民の意見を集約して町に提言いただく会議として設置したものでございます。委員は、公募により町が選んだ方と各団体からの推薦者、合わせて24名で構成されております。会議につきましては、これまでに全部で4回、この資料作成時点では2回だったんですけれども、その後に8月10日、それから8月19日の合わせて4回開催されております。町の将来像を見据えました復興の象徴となるプロジェクトやその実現に向けた戦略につきまして活発な話し合いが続けられております。今後、今月の下旬を目標に提言書を取りまとめまして、来月上旬に町の方に提出していただくというふうな予定になっております。

続きまして地域懇談会ですけれども、よりたくさんの町民の意向を集約するために、7月25日から31日までの7日間、町内のほか町外の避難所など延べ23会場で開催しまして、およそ500名の皆さんにご参加いただいたところでございます。懇談会では、参加された皆さんに町が計画案の中で示しております住まいは高台にという考え方についてご意見を伺いました。

懇談会で出されました意見につきましては資料の裏面にあるとおりでございますけれども、高台移転につきましては、今後具体的な移転場所の選定や移転事業を進めていくに当たって、町民の意向をしっかりと確認しながら丁寧に進めるべきといった趣旨の意見等もありましたが、数集落では既に地域の合意形成を図りながら候補地を選定している集落などもあり、ほとんどの参加者の皆さんから賛同が得られたというふうに考えております。

それから、町が示しました集落の集約移転案につきましては、個別移転案、集落移転案、折衷案ともさまざまなご意見をいただきました。また、複数の集落を集約することにつきましては、既存コミュニティを継続させる観点から道路で区切るや段差をつけるなどといった提案もいただいております。

今後の住居につきましては、年齢や経済的な理由などから自力での再建は難しいため、公営住宅の入居を希望する声が多く寄せられております。

学校や病院などの公共施設の設置につきましては、住んでいるところから近く歩いて行ける範囲といった意見があった一方で、一度に用が足せるように集約してほしいといった意見などもありました。

それから、道路や鉄道についての意見も多く出されております。町民の皆さんが復興に向けて一歩踏み出すに当たり、特に浸水区域の国道、県道の復旧方針を早急に示すべきといった声が多く出されております。

新しいまちづくりにつきましては、そのほかに浸水した土地の取り扱いや移転先の土地の所有関係などの質問が多数出されましたほか、被災していない世帯の意向にも配慮すべきといっ

た意見も出されております。

産業の復興に関しましては、まず漁港の早期復旧といった漁業の早期再開を求める意見や町内に雇用の場を確保すべきといった意見などが出されております。

災害教訓の伝承につきましては、今回の大津波を映像や写真などの記録や到達点を示す印などにより後世にしっかりと伝えていくべきといった意見が出されました。

地域コミュニティにつきましては、震災前のコミュニティでのきずなを大事にしたいといった声が聞かれた反面、長い避難所生活や現在の仮設住宅での生活で他の地区の方々と新しい交流が生まれたといった声も聞かれております。

地域懇談会の方で寄せられました意見等につきましては、町民会議において取りまとめます提言書の中に反映させまして町の方に届けられることになっております。

続きまして、資料の6番の方です。復興まちづくりに関する意向調査の概要につきましてご報告いたします。こちらは8月1日現在の集計概要ということになります。

この調査につきましては、復興計画づくりに向けた町民の意向確認のために、7月1日から15日までに全世帯を対象に実施しております。A4の横のものになります。右肩に資料の6番という……。8月1日現在で全5,327世帯のうち3,316世帯から回収されております。回収率は62.2%ということになっております。

それでは、資料によりましてご説明します。表紙1枚めくっていただきまして、左上の大きな丸数字の番号順にご説明いたします。

①住まいの移転場所に関する考え方ですが、主に津波で家を失った方々の今後の住まいの場所についてお聞きしましたところ、震災前の敷地と答えた方は約9%と低く、現在の敷地での再建の意向は低いことがうかがえます。その一方で、町外への転出意向の方は約10%おります。町が平成18年8月に調査した際に町外への転出意向を示された方は6.2%ありましたので、このような状況の中ではありますが、約8割の方は引き続き南三陸町内に住みたいといったお答えをいただいております。

続きまして②です。同じく津波で家を失った方に自然災害に強いまちづくりで重要なことについてお聞きしたところ、住まいの高所への配置を選んだ方は約75%おりました。①、②から、浸水した土地ではなくて安全な高台に住みたいといった意向がうかがえます。

続きまして⑤をごらんください。これから住む場所を選ぶ際に重視することについてお伺いしております。最も多いのが津波に対する安全性で約6割の方が、次いで病院や福祉施設の近いところや買い物などが便利なところが多い状況になっております。こちらからは、津波

への恐怖心のほかに高齢化の進展などが反映されているものというふうに思われます。

続きまして⑥です。これからの住まいに関する考え方についてですが、主に津波による浸水被害を受けた方の住まいの再建方法につきましてお聞きしたところ、およそ7割の方が持ち家（一戸建て）と答え、持ち家志向が強いことがうかがえます。次いで公営住宅を希望される方が多いといったような状況になっております。

続きまして⑦仕事に関する考え方についてです。町内で働いていた方の今後の就業場所の意向についてお聞きしましたところ、約85%、ほとんどの方が引き続き町内での就労を希望しているといった状況になっております。町内での就労意向が強く、町内での雇用の場の確保というものが課題であるということがわかります。

それから⑧です。今後の就労意向につきまして、漁業の方は約85%の方が今後も漁業を続けたい意向であるということがわかります。基幹産業であります漁業の復興のために、町としてもこうした漁業につかわれている方々の思いをしっかりと受けとめて計画の中に反映させる必要があるというふうに考えております。

それから、最後に⑨、⑩です。まず⑨まちづくりに関する考え方について、自然災害に強いまちづくりについてお聞きしましたところ、最も高いのが先ほど説明しました住まいの高所への配置で、およそ7割の方がお答えいただいております。次に学校・病院・庁舎などの高所への配置が高く、続きまして水道・ガス等のライフラインの強化などが高いような状況になっております。それから⑩新しいまちづくりについてお聞きしましたところ、保健・医療・福祉の充実が最も高く、約7割の方がお答えいただいております。次いで漁業・養殖業の復興強化や復興住宅の整備が高くなっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 資料の説明は以上でございますが、策定会議で各委員から出された意見を何点かお示しをしたいと思います。

土地利用計画（案）、そして「自然と共生するまちづくり」というところにつきましては、町の歴史や稜線などの地形を生かした自然環境を守りながらの開発をしっかりと計画書に明記すべきだというご意見がございました。そのほかにも、国の財政支援につきまして現在検討しているところですが、ない場合の腹案をしっかりと持つことといったような意見が出されております。それと、公営住宅の建設につきましては、将来人口を見据えながらしっかりとした検討をすべきというご意見を伺っております。町の方からは、高齢化が進めば逃げる

ということについて限界がございまして、町の考え方は最初から安全な高台に住むことを基本とした考え方で進めたいという意見を述べております。

もう一つ、災害遺構（災害の伝承）についてでございますが、今後そういった展示室等を設けるという形になった場合、これから、役場とか自然環境活用センターとか、そういった新たに建築すべき建物と併設した中で展示室を設けるべきではないかという意見が出されております。それと、立派な記念館を建てることだけがすべてではございませんで、町中すべてが災害の伝承というミュージアムという構想の中で、役場を中心として考えていくべきだろうという意見は出されております。もう1点、津波がここまで来たという実感がわく施設も残してもいいんじゃないかということもございましたが、人がつらい思いを思い起こすような建物は残すべきでないという意見も出されております。防災対策庁舎の部分をイメージした発言かと思いますが、これについては町の方からは、賛否両論がある中で各方面からの意見を参考にしながら慎重に検討したいという回答をしているところでございます。

以上が第3回の策定会議の状況でございます。長い説明で大変恐縮しております。よろしく申し上げます。

○委員長（西條栄福君） 担当課による説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りたいと思います。これまでの説明に対し伺いたいことがあれば伺っていただきたいと思います。ございませんか。

ちょっと説明が長かったものでありまして、策定会議あるいは町民会議等一括でご質問をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。三浦委員。

○三浦清人委員 今る説明がありましたのは、策定委員会あるいは町民会議等でいろんなご意見、今後の方向性というものを打ち出した経過ということの説明でありまして、今後国の施策がどのようになってくるのかがまだ確定しない限り具体的な方向性というのはまだ見えないのかなと、そんな感じがいたしておりますので、この件についての質問は控えさせていただきたいというふうに思ひます。

そこで一つ、この特別委員会は大地震についての会議でありますから質問するんですが、先般私、漁船、中古船の取得ということで、ある団体の活動の一環として北海道に渡ったわけです。3日ほど滞在して中古船を我が町に持ってくるという、今そのプロジェクトに取り組んでいるところでありまして、実は8月17日に行きまして、19日、帰る日だったんですが、泊まっている旅館の北海道新聞を見ておりましたら、週刊文春だか新潮だかちょっと私も記憶が定かでないんですが、広告ですね、8月19日の北海道新聞に載っていたわけです。そしておっと思

って見ていたら、見たことある顔写真があったんです。そしたら我が町の町長が写真入りで新聞に載っていたんです。新潮だったかどっちだったかね。内容を見たら、芳しくない行動とか芳しくない素行とかなんだか、ちょっと記憶定かじゃないんですけども、そういう記事が載っていたんですが、町長どういうことなんでしょうか。何かうまくないことでもあったのかどうか、その辺ちょっと。我が町のトップとしてそういうのが載ると——中身わかりませんよ、その週刊誌まだ買ってませんからね。どういうことなのか、芳しくないということになっているんでちょっとその辺お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私自身、記事でコメントするつもりないと思います。例えば簡単な言い方をすれば、三浦清人議員が、突然に記者が来てあなたはこういうふうな暴行を働いた、あるいは暴力を働いたということの記憶はないかというふうに言われて、三浦清人議員、記憶ないと、全く身の潔白を証明する。それで終わって帰られて、そのまんま書かれるということでございますので、私とすれば否定をしておりますので、同じことだと思います。三浦清人議員がそういった場合に「私は記憶がない」と言っても、記者ははなからそういうことで想定して書くかと思っていますので、そういうふうな書き方をされたということでございますので、私としてみてもコメントする必要はないというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦委員。

○三浦清人委員 新聞というか週刊誌というか、週刊誌でしょうけれども、前後の内容がわからないとその記事だけ読んでなかなかわからないと思うんですけども、ただ、漠然とね、新聞の広告、その週刊誌の広告として表紙が載ったのには芳しくないというような記事だったから、一体何事が起きたのかなと。

話、今聞いてわかりました。ないことを書かれたということですね。例えば私に例えての話でしたんでしょうけれども、一応私だったら、私もね、ぼっと来てからやったことないやつを言われても、これは記憶にないと言わざるを得ないし。ただ内容によっては、「やりましたか」と言ったら都合の悪いやつは「やりません」と言うものもあると、私だったらですよ、ということをおっしゃいます。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。ご意見ございませんか。（「なし」という声あり）

ないようでありますので、町民会議及び策定会議等についての質疑を終わりたいと思います。

次に、東日本大震災に関する要望活動についてを議題といたしますが、ここで昼食のための休憩といたしまして、午後より議会事務局の方でこの件について特別委員会を開催したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） それでは、当局、これで終わりでございます。あと委員の皆様方は、ただいま申し上げましたように昼食後に要望活動について話し合いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

午前11時41分 休憩

午後0時55分 開議

〔要望活動については省略〕

午後1時12分 閉会